

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子育て支援係

議案名

議案第 96 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概 要

1 虐待に関する通報義務の創設に伴う文言整理

児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことにより、生じた引用規定の項ずれを修正します。

2 地域限定保育士に係る規定の整理

児童福祉法等の一部改正に伴い、国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたため、規定の整理を行います。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童への対応の強化を図るため、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による児童等への虐待を通報義務の対象とするとともに、国家戦略特別区域内に限定されていた地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。これに伴い、内閣府令も改正されました。